

次期「宮城県子どもの貧困対策計画」策定方針について

1 現行計画について

宮城県子どもの貧困対策計画（平成28年3月策定）

計画期間 平成28年度から平成31年度（4年間）

2 次期計画策定方針

現行計画の計画期間を1年延長し、次期計画を令和3年度から5年間の計画とする。

理由

- ①国の「子供の貧困対策に関する大綱」（令和元年11月29日閣議決定）の内容を踏まえ改訂するため。
- ②令和元年6月の参議院内閣委員会「子どもの貧困対策の推進に関する法律の一部を改正する法律案に対する附帯決議」で、都道府県計画の策定に当たっても、貧困の状況にある子ども及びその保護者、学識経験者、子どもの貧困対策に係る活動を行う民間の団体その他の関係者の意見ができるだけ反映されるよう努めることとされたことから、その手法を検討し、次期計画に反映させるため。
- ③改正法は施行後5年を目途に見直しを行うこととされており、国の検討結果を踏まえて県計画を改訂するサイクルとするため。

3 スケジュール

- | | |
|---------|--|
| 令和2年2月 | 宮城県次世代育成支援対策地域協議会・宮城県子ども・子育て会議 |
| 3月 | 宮城県次世代育成支援・少子化対策推進本部（計画期間の延長） |
| 4月～6月 | 関係者等ヒアリング 中間案調製 |
| 7月 | 宮城県次世代育成支援対策地域協議会・宮城県子ども・子育て会議
（中間案の審議） |
| 10月 | 宮城県次世代育成支援・少子化対策推進本部幹事会（中間案の審議） |
| 11月～12月 | パブリックコメント |
| 令和3年2月 | 宮城県次世代育成支援対策地域協議会・宮城県子ども・子育て会議
（最終案の審議） |
| 3月 | 宮城県次世代育成支援・少子化対策推進本部（計画策定） |

4 改正法及び新大綱のポイント

- ・市町村に計画策定の努力義務 → 地方公共団体による取組の充実
- ・大綱指標数 25→39
(ひとり親の正規雇用割合, 食料又は衣服が買えない経験等を追加)

宮城県子どもの貧困対策計画【概要版】

(平成28年3月策定)

I 「宮城県子どもの貧困対策計画」の策定に当たって

1 計画策定の趣旨

過去最高の子どもの貧困率や「子どもの貧困対策の推進に関する法律」、「子供の貧困対策に関する大綱」、「みやぎ子ども・子育て県民条例」の成立や制定、東日本大震災の発生など、子どもを取り巻く状況等を踏まえ計画を策定し、本県における子どもの貧困対策を総合的に推進する

2 計画の位置付け

「子どもの貧困対策の推進に関する法律」第9条に基づく計画

3 計画の期間

平成28年度から平成31年度まで ⇒ 平成28年度から令和2年度まで

4 計画の推進体制及び進行管理

(1) 計画の推進体制

【庁内体制】宮城県次世代育成支援・少子化対策推進本部

【意見聴取】宮城県次世代育成支援対策地域協議会、宮城県子ども・子育て会議

(2) 進行管理

◇定期的な実施状況の確認、必要に応じた取組の見直し

◇計画期間が終了した時における検証・評価と、計画の見直しの検討

(3) 市町村との連携

◇市町村及び市町村教育委員会と十分な情報共有

◇政令市や福祉事務所設置市等との緊密な連携

(4) 関係団体等との連携

◇個別の支援ニーズ等に対してきめ細かに対応できるよう、地域における支援体制の整備を図るなど、関係機関や企業、NPO、自治会等関係団体との連携を図る

II 子どもの貧困に係る現状と課題について

1 子どもの貧困の現状について

本県における子どもの貧困の現状をさらに詳細に把握するため、『児童養護施設等に入所している子ども』や『生活保護世帯の子ども』、『ひとり親世帯の子ども』など、大綱において“支援を要する緊急度が高い”とされている子どもや『東日本大震災被災児童等』など、おもにその属性毎の数や推移等について整理・分析

【現状の整理項目】

- (1) 年少人口等の推移について
- (2) 子どもの貧困率について
- (3) 生活保護世帯について
- (4) ひとり親世帯について
- (5) 児童養護施設入所児童等について
- (6) 就学支援等の状況について
- (7) 東日本大震災による被災児童の状況について

【本県の現状】

- 家庭環境による進学率の差
- 「子どもの貧困」の増加
- 生活保護19歳以下の被保護人員が4千人
- ひとり親世帯数の増加
- ひとり親世帯の厳しい経済状況や就労状況
- 千人を超える震災遺児・孤児数、長期的な支援の必要性など

2 子どもの貧困に係る課題について

現状で示されたデータ等を踏まえ、本県の子どもへの貧困対策における課題を整理・設定

- (1) 学力の保障及び教育と福祉の連携
- (2) 生活環境の改善・安定
- (3) 保護者の雇用対策・安定的な就労の確保
- (4) 生活基盤確保のための経済的な下支え
- (5) 被災児童への対応・震災を起因とする“子どもの貧困”の回避

III 基本理念・指標・推進施策

1 基本理念

みやぎの子どもたちが、その生まれ育った環境によって左右されず、また東日本大震災の被災によってその将来をあきらめることなく、夢と希望を持って成長していくことができる地域社会の実現を目指します。

2 子どもの貧困に関する指標

関係施策の実施状況や対策の効果等を検証・評価するため、子どもの貧困に関する指標を設定

▶生活保護世帯や児童養護施設の子どもの進学率・就職率、スクールソーシャルワーカー配置数・配置率、ひとり親家庭の親の就業率など

3 計画で推進する5つの施策

- (1) 教育の支援
- (2) 生活の支援
- (3) 保護者に対する就労の支援
- (4) 経済的支援
- (5) 東日本大震災被災児童等への支援

IV 指標の改善に向けた具体的取組

1 教育の支援

学校をプラットフォームとして位置づけ、教育と福祉の連携による施策を推進するほか、教育の機会均等を保障する教育費負担軽減などに取り組む

(1)『学校』をプラットフォームとした総合的な子どもの貧困対策の展開、(2)幼児教育の経済的負担の軽減及び幼児教育の質の向上、(3)就学支援の充実、(4)大学等進学に対する教育機会の提供、(5)生活困窮世帯等への学習支援、(6)その他の教育支援

2 生活の支援

相談事業等の充実を図るとともに、生活習慣の改善や子どもの居場所となる保育の確保、子どもの自立に向けた就職支援などに取り組む

(1)保護者の生活支援、子どもの生活支援、(2)関係機関が連携した包括的な支援体制の整備、(3)子どもの就職支援、(4)支援する人員の確保、(5)その他の生活支援

3 保護者に対する就労の支援

生活の安定だけでなく、労働の意味や価値など子どもへの教育的意義が認められる親の就労支援に取り組む

①親の就労支援、②親の学び直しの支援、③就労機会の確保

4 経済的支援

児童扶養手当や母子父子寡婦福祉資金貸付事業等世帯等、生活の下支えとなる経済的支援に取り組む

①児童扶養手当等経済的支援の実施、②ひとり親家庭の支援施策についての調査の実施に向けた検討
③母子父子寡婦福祉資金貸付事業等の円滑な実施、④教育扶助の支給方法、⑤生活保護世帯の子どもの進学時の支援、⑥養育費の確保に関する支援

5 東日本大震災被災児童等への支援

東日本大震災に起因する児童生徒の問題の未然防止や早期発見を図るため、教育と福祉の連携による取組を行うとともに、経済的理由により就学が困難となった児童生徒の経済的負担軽減に取り組む

①教育の支援及び福祉関連機関との連携による支援、②就学支援

【子どもの貧困対策の更なる推進に向けた施策】

- ◆ ひとり親家庭や児童養護施設入所児童等に関する支援の創設・拡充
- ◆ 「子どもの居場所」の整備や新たな施策の検討
- ◆ 地域における実態把握と連携体制の整備の推進

V 調査研究

- ◇ 既存の調査等を継続的に実施し、子どもの貧困対策に最大限活用するとともに、今後実施される国の調査研究結果等を踏まえ、既存の調査内容の見直しや新たな調査研究、新たな指標の設定について検討する
- ◇ 地域の実情に応じたきめ細かな施策・支援を講じるに当たっては、それぞれの地域における実態等の把握が必要となってくることから、市町村における実態調査等の実施の推進に努める
- ◇ 団体等との事例の共有や必要な支援等の実施につなげていくため、県内において子どもの貧困問題に取り組む各種団体等の活動事例等について、情報収集や提供に努めていく

子どもの貧困対策の推進に関する法律

(平成25年6月26日法律第64号)
(令和元年6月19日公布(令和元年法律第41号)改正)

目的・基本理念

子どもの現在及び将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、全ての子どもが心身ともに健やかに育
成され、及びその教育の機会均等が保障され、子ども一人一人が夢や希望を持つことができるようにするため、子どもの
貧困対策を総合的に推進する。

基本理念

- ・社会のあらゆる分野において、子どもの年齢及び発達の程度に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先
して考慮され、子どもが心身ともに健やかに育成されること
- ・子ども等の生活及び取り巻く環境の状況に応じて包括的かつ早期に講ずること
- ・背景に様々な社会的な要因があることを踏まえること
- ・国及び地方公共団体の関係機関相互の密接な連携の下に、関連分野における総合的な取組として行うこと

子どもの貧困対策を総合的に推進する枠組み

国	<ul style="list-style-type: none">・子どもの貧困対策を総合的に策定、実施・子どもの貧困対策会議（会長：内閣総理大臣）において「子供の貧困対策に関する大綱（閣議決定）」を策定 ※子どもや保護者等関係者の意見を反映させるための措置を講ずる
都道府県	<ul style="list-style-type: none">・地域の状況に応じた施策の策定、実施・都道府県計画策定 ※努力義務、大綱を勘案
市町村	<ul style="list-style-type: none">・地域の状況に応じた施策の策定、実施・市町村計画策定 ※努力義務、大綱及び都道府県計画を勘案

《附則第2項》

政府は、この法律の施行後5年を目途として…必要であると認めるときは、新法の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

大綱記載事項

基本的な方針	子どもの貧困に関する指標 子どもの貧困率、二人親世帯の貧困率、 生活保護世帯に属する子どもの高等学校等進学率・大学等進学率 等
教育の支援	生活の安定に 資するための支援
保護者に対する職業生活の 安定と向上に資するための 就労の支援	経済的支援
調査及び研究	検証及び評価その他の 施策の推進体制

子供の貧困対策に関する大綱のポイント（令和元年11月29日閣議決定）

子供の貧困対策に関する大綱

- 「子どもの貧困対策の推進に関する法律」(平成25年成立、議員立法)に基づき策定
- 今般の大綱改定は、
- ①現大綱（平成26年8月閣議決定）において、5年を目途に見直しを検討するとされていること、及び②議員立法による法律改正（令和元年6月）を踏まえて実施。
- 平成30年11月の子どもの貧困対策会議（会長：内閣総理大臣）において、令和元年度中に新たな大綱を策定するとされている。

目的

現在から将来にわたり、全ての子供たちが夢や希望を持てる社会を目指す
子育てや貧困を家庭のみの責任とせず、子供を第一に考えた支援を包括的・早期に実施

基本的 方針

- ① 親の妊娠・出産期から子供の社会的自立までの切れ目のない支援 ▶ 子供のライフステージに応じて早期の課題把握
- ② 支援が届かない又は届きにくい子供・家庭への配慮 ▶ 声を上げられない子供や家庭の早期発見と支援の多様化
- ③ 地方公共団体による取組の充実 ▶ 計画策定や取組の充実、市町村等が保有する情報の活用促進

指標

ひとり親の正規雇用割合、食料又は衣服が買えない経験等を追加（指標数 25→39）

指標の改善に向けた重点施策（主なもの）

1. 教育の支援

○ 学力保障、高校中退予防、中退後支援の観点を含む教育支援体制の整備

少人数指導や習熟度別指導、補習等のための教職員等の指導体制の充実、教育相談体制の充実、高校中退者への学習支援・情報提供等

○ 真に支援が必要な低所得者世帯の子供たちに対する大学等の授業料減免や給付型奨学金を実施

2. 生活の安定に資するための支援

○ 妊娠・出産期からの切れ目のない支援、困難を抱えた女性への支援

子育て世代包括支援センターの全国展開、若年妊婦等へのアウトリーチ、SNSを活用した相談支援、ひとり親支援に係る地方公共団体窓口のワンストップ化・民間団体の活用等

○ 生活困窮家庭の親の自立支援 生活困窮者に対する自立相談、就労準備、家計改善の一体的な支援の実施を推進

3. 障壁者に対する職業生活の安定と向上に資するための就労の支援

○ ひとり親への就労支援 資格取得や学び直しの支援、ショートステイ（児童養護施設等で一時的に子供を預かる事業）等の両立支援

4. 経済的支援

○ 児童扶養手当制度の着実な実施 支払回数を年3回から6回に見直し（令和元年11月支給分～）

○ 養育費の確保の推進 養育費の取決め支援、民事執行法の改正による財産開示手続の実効性の向上

施策の推進体制等

○ 地方公共団体の計画策定等支援

○ 子供の未来応援国民運動の推進 子供の未来応援基金等の活用

子供の貧困対策に関する大綱（概要）

I 目的・理念

- 現在から将来にわたって、全ての子供たちが前向きな気持ちで夢や希望を持つことのできる社会の構築を目指す。
- 子育てや貧困を家庭のみの責任とするのではなく、地域や社会全体で課題を解決するという意識を強く持ち、子供のことを第一に考えた適切な支援を包括的かつ早期に講じる。

II 基本的な方針

- 親の妊娠・出産期から子供の社会的自立までの切れ目ない支援
- 支援が届いていない、又は届きにくい子供・家庭への配慮
- 地方公共団体による取組の充実など

III 子供の貧困に関する指標

- 生活保護世帯に属する子供の高校・大学等進学率
- 高等教育の修学支援新制度の利用者数
- 食料又は衣服が買えない経験子供の貧困率
- ひとり親世帯の貧困率

など、39の指標

IV 指標の改善に向けた重点施策

教育の支援

- 幼児教育保の無償化の推進及び質の向上
- 地域に開かれた子供の貧困対策のプラットフォームとしての学校指導・運営体制の構築
 - ・スクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラーが機能する体制の構築、少人数指導や習熟度別指導、補習等のための指導体制の充実等を通じた学校教育による学力保障
- 高等学校等における修学継続のための支援
 - ・高校中退の予防のための取組、高校中退後の支援
- 大学等進学に対する教育機会の提供
- 特に配慮を要する子供への支援
- 教育費負担の軽減
- 地域における学習支援等

生活の安定に資するための支援

- 親の妊娠・出産期、子供の乳幼児期における支援
 - ・特定妊婦等困難を抱えた女性の把握と支援 等
- 保護者の生活支援
 - ・保護者の自立支援、保育等の確保 等
- 子供の生活支援
- 子供の就労支援
- 住宅に関する支援
- 児童養護施設退所者等に関する支援
 - ・家庭への復帰支援、退所等後の相談支援
- 支援体制の強化

保護者に対する職業生活の安定と向上に資するための就労の支援

- 職業生活の安定と向上のための支援
 - ・所得向上策の推進、職業と家庭が安心して両立できる働き方の実現
- ひとり親に対する就労支援
- ふたり親世帯を含む困窮世帯等への就労支援

経済的支援

- 児童手当・児童扶養手当制度の着実な実施
- 養育費の確保の推進
- 教育費負担の軽減

施策の推進体制等

- < 施策の推進体制等 >
- 国における推進体制
- 地域における施策推進への支援
- 官公民の連携・協働プロジェクトの推進、国民運動の展開
- 施策の実施状況等の検証・評価
- 大綱の見直し

- < 子供の貧困に関する調査研究等 >
- 子供の貧困の実態等を把握するための調査研究
- 子供の貧困に関する指標に関する調査研究
- 地方公共団体による実態把握の支援